手続案内　詳細説明

* 手続名称

　　　住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請手続

* 徴収猶予の対象となる要件

　　　土地を取得後、一定期間内に住宅の用に供する土地の取得に対する**不動産取得税の減額の適用がある住宅**を取得する場合

□　不動産取得税の減額の適用がある住宅とは

１　新築住宅の場合

・次の①もしくは②のいずれかの要件を満たすこと。

①土地の取得から２年以内に新築されるものであること。（平成16年４月１日から令和８年３月31日までの取得については３年以内（土地の取得の日から３年以内に新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては４年以内））

②土地を取得した日前１年以内に新築されていたものであること。

・　床面積（住宅用家屋としての車庫･物置等を含む）が50㎡（賃貸共同住宅は40㎡）以上240㎡以下であること。

２　中古住宅（耐震基準適合既存住宅）の場合

・　土地の取得から１年前後以内に取得すること。

・　取得した人が自ら居住すること。

・　床面積（住宅用家屋としての車庫･物置等を含む）が50㎡以上240㎡以下であること。

・　昭和57年１月１日以降に新築されたもの、若しくは昭和56年12月31日以前の新築分で新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたものであること（取得の日前２年以内に調査を受けたものに限る。）

３　中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）の場合

　・　土地の取得（平成30年４月１日以降の取得に限る）から１年前後以内に取得すること。

　・　住宅の取得後６ヶ月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることについて建築士等から証明を受け、取得した人が自ら居住すること。

※　徴収猶予の適用が受けられるかどうかは、最寄りの課税県税事務所へお問い合わせください。

* 提出書類

・　建築確認申請書（通知書）の写し

・　建物平面図

・　不動産取得税申告書

・　耐震基準適合証明書等（必要な場合）

* マイナンバーを確認するための書類等
* なお、新築又は売買等により取得する家屋についてその事実関係が分かる書類については、建築確認申請書、建物平面図等さまざまなケースが考えられますので、申請の際は最寄りの課税県税事務所へ確認の上申請してください
* 受付窓口

　○　県税事務所

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課税県税 | 機関・課名等 | 電話番号 | 管轄地域 | 所在地 | 郵便番号 | 開庁時間 |
| ◎ | 博多県税事務所  課税第一課 | 092（260）6002 | 福岡市博多区・南区 | 福岡市博多区博多駅東1-17-1  コネクトスクエア博多内 | 812-8542 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 東福岡県税事務所  課税第二課 | 092（641）0147 | 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、  糟屋郡 | 福岡市東区箱崎1-18-1  粕屋総合庁舎内 | 812-8543 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 西福岡県税事務所  課税第一課 | 092（735）6144 | 福岡市中央区・西区・  城南区・早良区、  糸島市 | 福岡市中央区赤坂1-8-8  福岡西総合庁舎内 | 810-8515 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 筑紫県税事務所  課税課 | 092（513）5575 | 筑紫野市、春日市  大野城市、太宰府市  那珂川市 | 大野城市白木原3-5-25　　　　　　　筑紫総合庁舎内 | 816-8558 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 北九州東県税事務所  課税第二課 | 093（592）3513 | 北九州市門司区・  小倉北区・小倉南区  及び行橋県税事務所管轄地域 | 北九州市小倉北区城内7-8　　　　　小倉総合庁舎内 | 803-8512 | 8:30～17:15 |
|  | 行橋県税事務所 | 0930（23）2216 | （行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）課税県税は北九州東県税事務所 | 行橋市中央1-2-1　　　　　　　　　　　行橋総合庁舎内 | 824-0005 | 8:30～17:00 |
| ◎ | 北九州西県税事務所  課税第二課 | 093（662）9315 | 北九州市若松区・  戸畑区・八幡東区・八幡西区、中間市、遠賀郡 | 北九州市八幡東区平野2-13-2 | 805-0062 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 飯塚・直方県税事務所  課税第二課 | 0948（21）4908 | 直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び田川県税事務所管轄地域 | 飯塚市新立岩8-1　　　　　　　　　　　飯塚総合庁舎内 | 820-0004 | 8:30～17:15 |
|  | 田川県税事務所 | 0947（42）9302 | （田川市、田川郡）課税県税は飯塚・直方県税事務所 | 田川市大字伊田3292-2  田川総合庁舎内 | 825-0002 | 8:30～17:15 |
| ◎ | 久留米県税事務所  課税第二課 | 0942（30）1015 | 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡及び大牟田県税事務所・筑後県税事務所管轄地域 | 久留米市合川町1642-1　　　　　　　久留米総合庁舎内 | 839-0861 | 8:30～17:15 |
|  | 大牟田県税事務所 | 0944（41）5122 | （大牟田市、柳川市、みやま市）課税県税は久留米県税事務所 | 大牟田市小浜町24-1　　　　　　　　　大牟田総合庁舎内 | 836-0034 | 8:30～17:15 |
|  | 筑後県税事務所 | 0942（52）5131 | （八女市、筑後市、大川市、八女郡、三瀦郡）課税県税は久留米県税事務所 | 筑後市大字和泉423  南筑後教育事務所庁舎内 | 833-0041 | 8:30～17:15 |

　※　制度等の問い合わせは課税県税事務所にお願いします。